索　引

Ⅰ	自動引落しによる支払	P.2 － 3
Ⅱ	口座等への入金（給与・年金等）	P.4 － 5
Ⅲ	日々の収入と支出	P.6 － 11
	支払方法による家計簿の記入の違いについて	P.12
	具体的な利用内容の記入例	
1	電子マネーにチャージ（入金・積み増し）をした場合	
2	購入した商品などの代金が後日、携帯電話料金と合わせて支払われる場合	P.13
3	ポイントを電子マネーや商品券に交換した場合	
4	複数の支払い方法を併用した場合	
5	商品券やプリペイドカードなどを購入した場合	P.14
6	商品券で購入してお釣りを受け取った場合	
7	外食などをした場合（出前・宅配・テイクアウトなども含む）	
8	病院関係の支払をした場合	P.15
9	介護保険を利用した場合	
10	市価に比べて著しく安く購入した場合	
11	旅行・レジャーに関する支払をした場合	P.16
12	生協などで商品を宅配で購入した場合	
13	自動車を購入した場合	P.17
14	自動車を車検に出した場合	

高額の支出も忘れずに『家計簿』への記入をお願いいたします。
『家計簿』の最終ページにある「記入確認リスト」を必ず確認し、記入漏れのないようご注意ください。

〈 全国家計構造調査 〉

家計簿の記入のしかた

- 家計簿の記入については、お手数をおかけしますが、本冊子『家計簿の記入のしかた』をご覧いただき、正確な記入をお願いします。なお、本冊子は、調査期間を通して使用していただきます。
  家計簿と一緒に大切に保管してください。
- 記入内容は、法律（統計法）によって厳重に保護されます。家計簿にはありのままの記入をお願いします。
- 家計簿の記入は、黒の鉛筆またはシャープペンシルでお願いします。

家計簿の3種類（Ⅰ～Ⅲ）の記入欄に、それぞれ該当するものを記入してください。

家計簿に記入する「支出」は各世帯員が支払う金銭のすべて、
「収入」は各世帯員が受け取る金銭のすべてです。

Ⅰ 自動引落しによる支払

- 公共料金、家賃、住宅ローンの引落しなど

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）

- 毎月の給与や賞与、公的・個人年金、仕送り金など
- 収入から引かれる税金や社会保険料など

Ⅲ 日々の収入と支出

- ショッピング、利用サービスの支払、せん別・祝金など（支出）
- 自分の店舗で販売する商品の自家用・贈答用の消費（支出）
- 賃金、謝礼金、せん別・祝金など（現金収入）
- 口座からの引出と預入

具体的な記入方法については、裏表紙の索引から、該当ページをご参照ください。

SAMPLE

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについてわからない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、右記のコールセンターにご連絡ください。

総務省統計局全国家計構造調査コールセンター　おかけ間違いのないようにご注意願います。
☎ 0570-02-7272　受付時間：午前8時～午後9時（土・日・祝日もご利用になれます）
＊IP電話などからは、03-6628-7882におかけください。（この場合、所定の通話料金がかかります。）
＊ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれも所定の通話料金となります。

総務省統計局

Ⅰ 自動引落しによる支払

記 入 例

● 世帯員の預貯金口座から口座自動振替で行っている、公共料金、家賃、保険料の支払や、住宅ローン、クレジットカード払いの返済など毎月または定期的に行う支払を記入してください。

● 記入にあたっては、支払う料金の領収書や口座自動振替通知票、預貯金通帳などで支払の種類、金額をよく確かめ、家計簿の記入対象期間に引落しがあった分を記入してください。
※ 記入対象期間外に、既に10月・11月を含む年間料金等を一括で支払った場合には、記入する必要はありません。

● 公共料金や家賃などの支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

● 左のページには、口座自動振替やクレジットカードで毎月の支払が行われている代表的な項目をあらかじめ印刷しています。該当する支払がある場合は、各項目の欄に記入してください。

● 印刷されていない項目の支払を、世帯員の預貯金口座から口座自動振替などで行っている場合は、右のページの自由記入欄(「28」番以降)に記入してください。

● 同じ種類の支払が複数ある場合は、「28」番以降にそれぞれ分けて、種類・目的がわかるように、また、○月分・○期分のようにいつの分の支払かを記入してください。

例)●●保険料(10月分)、保育所保育料(10月分)など

● 手持ち現金に動きがない自動引落しによる支払は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

1 電気料金・ガス料金

器具代・工事費などが含まれている場合は、使用料金と区別して「28」番以降に記入してください。

2 NHK放送受信料金

NHKのBS放送受信料を含みます。
※NHKおよびケーブルテレビ以外の衛星放送受信料は「28」番以降に記入してください。

3 携帯電話料金

スマートフォンを含む携帯電話料金は、請求書などを見て、請求金額(支払金額)の合計額にプロバイダ料金(インターネット接続料)や固定電話料金などが含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。
内訳が区別できない場合は金額をまとめて記入し、セット料金に含まれる内容を記入してください。
携帯電話料金と合わせて支払っている「有料コンテンツ利用料」(※1)、「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」(※2)、「機器代金分割支払分」は、携帯電話料金の内数としてそれぞれ該当する欄に記入してください。

※1 有料コンテンツ利用料

有料のゲーム、音楽、アプリのダウンロードなどにかかった料金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。
なお、購入した時点では、「**Ⅲ 日々の収入と支出**」欄に記入してください。参照 P.13

※2 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等

洋服や日用品などを購入した代金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。なお、購入した時点では、「**Ⅲ 日々の収入と支出**」欄に記入してください。参照 P.13

Ⅰ 自動引落しによる支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。
※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。
※「13 新聞代」及び「24～26 保険料」については、該当するものを「○」で囲んでください。

	支払内訳(種類、品名等)		今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦
1	電気料金	[10 月分]	5,727	
2	都市ガス料金	[10 月分]	6,344	
3	プロパンガス料金	[月分]		
4	水道料金	[9 月～ 10 月分]	5,373	
5	NHK放送受信料金	[10 月～ 11 月分]	4,460	○
6	インターネット接続料	[10 月分]	990	○
7	固定電話料金	[10 月分]	3,362	
8	携帯電話料金[プロバイダ料金 IP電話通話料]	[10 月分]	28,780	○
9	うち 携帯電話事業者による代行徴収分 有料コンテンツ利用料		(1,460)	
10	うち 携帯電話事業者による代行徴収分 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等		(8,570)	
11	うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等)		(2,250)	
12	ケーブルテレビ等受信料(…内容が含まれており、内訳が区別できない場合には、該当…てを○で囲み、セット料金の額を記入してください。) インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・(その他)(WOWOW)	[10 月分]	6,600	
13	新聞代((一般的な商業新聞(英字、地方、スポーツ紙を含む))・その他)	[10 月分]	3,093	
14	住宅ローンの返済	[月分]		
15	家賃	[11 月分]	80,000	
16	共益費又は管理費	[11 月分]	2,000	
17	月極駐車場料金	[11 月分]	8,000	
18	学校給食費[小学校]	[11 月分]	3,030	
19	学校授業料[ ]	[月分]		
20	PTA会費[小学校]	[11 月分]	300	
21	学校教材費[小学校]	[11 月分]	3,000	
22	保育所・幼稚園の保育料[幼稚園]	[11 月分]	9,870	
23	国民年金保険料	[11 月分]	16,410	
24	[学 資]保険料((積立)・掛け捨て)	[11 月分]	13,110	
25	[学 資]保険料((積立)・掛け捨て)	[11 月分]	13,110	
26	[終身年金]保険料((積立)・掛け捨て)	[11 月分]	13,100	
27	クレジットカード払いの返済	[9 月分]	35,000	
	合 計		261,659	

1

Ⅰ 自動引落しによる支払(つづき)

	支払内訳(種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦
28	○○百貨店友の会会費 11月分	5,000	
29	新聞代(電子版) 10月分	3,800	○
30	受信料(スカパー!) 10月分	2,415	○
31	保育所保育料 11月分	9,433	
32	住宅火災保険(掛け捨て) 11月～翌年10月分(年払い)	15,000	
33	自動車購入返済分	20,000	○
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
	合 計	55,648	

2

SAMPLE

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ受信料にインターネット接続料や固定電話料金などがセット料金として含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。
内訳が区別できない場合は「ケーブルテレビ等受信料」に金額をまとめて記入し、セット料金に含まれるものを「○」で囲みます。

5 新聞代

該当するものを「○」で囲みます。日刊工業新聞や株式新聞などの業界紙は「その他」とします。電子版は「28」番以降に記入してください。

6 保険料

種類や何月分の支払かを記入し、積立型か掛け捨て型かを「○」で囲みます。

7 クレジットカード払いの返済

クレジットカード払いの代金が口座から引き落とされた場合は、何月分かを記入してください。複数のカードの引落し額をまとめて記入してもかまいません。

8 合計

ページごとの合計金額を記入してください。
ただし、( )書きにした金額は、合計欄には含めません。

9 (つづき)への記載例

デパートの友の会など、毎月の積立金や会費を口座自動振替によって支払っている場合に記入してください。

10 クレジットカードで支払っている場合

受信料など毎月の利用料金の支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）

記 入 例

- 世帯員の預貯金口座に、給与、賞与、年金、仕送り金などが振り込まれた（入金された）場合に、記入してください。
- 世帯員全員の収入について世帯員ごとに記入してください。
  世帯主の収入は［世帯主］のページに、世帯主の配偶者の収入は［世帯主の配偶者］のページに記入してください。
  その他の世帯員の収入は［世帯主との続き柄［　　］］のページに記入し、
  ［　　］内には世帯主との続き柄を記入してください。
- 収入は、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を記入します。

- 収入は、あらかじめ印刷されている「収入項目」に沿って、その内訳を記入し、
  収入から引かれる税金・社会保険料などは、あらかじめ印刷されている「控除又は納付項目」に沿って、
  その内訳を記入してください。
- あらかじめ印刷されている「収入項目」、「控除又は納付項目」に該当するものがない場合は、
  空いている欄に記入してください。
- 複数の勤め先から給与や賞与を支給されている場合は、勤め先ごとにそれらすべてを記入してください。
- 手持ち現金に動きがない口座等への入金は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

1 日付欄

入金のあった日付を記入し、何月分の給与かを記入してください。

2 給与・年金

税引き前の収入額の内訳を「支給額」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「控除又は納付額」欄に記入してください。賞与も同様に記入してください。

3 社会保険料

厚生年金保険料、厚生年金基金掛金や退職金等年金掛金、確定拠出年金の掛金は、それぞれ分けて記入してください。

4 財形貯蓄

該当するものを「○」で囲みます。複数ある場合は、「8」番以降の「控除又は納付項目」欄に分けて種類がわかるように記入してください。

5 借入金など

社員貸付制度や高額医療貸付制度などを利用して借り入れた金額など、給与・年金以外で振り込まれた金額は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

6 原稿料など

税込み額（天引きされる前の金額）を「支給額」欄に、その所得税（源泉徴収分）は「控除又は納付額」欄に記入してください。

年金以外の社会保障給付金（失業手当や生活保護費など）の入金があった場合は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

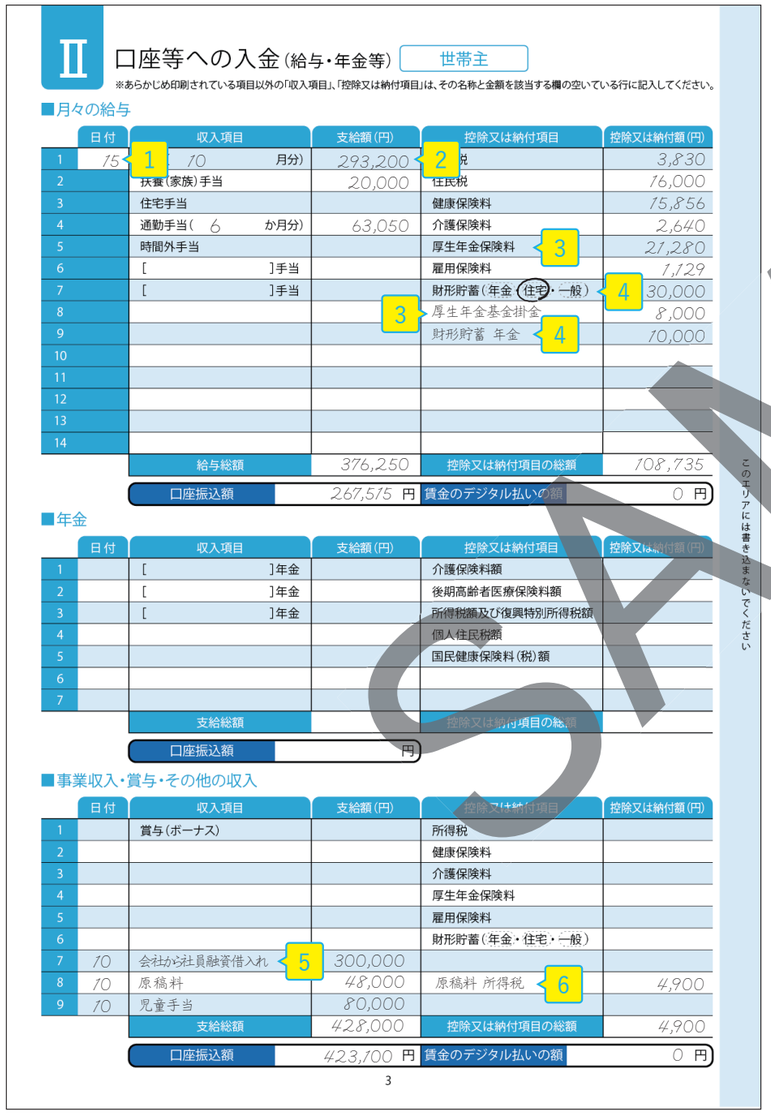

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）　世帯主

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■月々の給与

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1	15	1 10 月分）	293,200	2 税	3,830
2		扶養（家族）手当	20,000	住民税	16,000
3		住宅手当		健康保険料	15,856
4		通勤手当（ 6 か月分）	63,050	介護保険料	2,640
5		時間外手当		厚生年金保険料 3	21,280
6		［　　］手当		雇用保険料	1,129
7		［　　］手当		財形貯蓄（年金・住宅・一般） 4	30,000
8				3 厚生年金基金掛金	8,000
9				財形貯蓄　年金 4	10,000
10					
11					
12					
13					
14					
		給与総額	376,250	控除又は納付項目の総額	108,735

口座振込額　267,515 円　賃金のデジタル払いの額　0 円

■年金

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1		［　　］年金		介護保険料額	
2		［　　］年金		後期高齢者医療保険料額	
3		［　　］年金		所得税額及び復興特別所得税額	
4				個人住民税額	
5				国民健康保険料（税）額	
6					
7					
		支給総額		控除又は納付項目の総額	

口座振込額　円

■事業収入・賞与・その他の収入

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1		賞与（ボーナス）		所得税	
2				健康保険料	
3				介護保険料	
4				厚生年金保険料	
5				雇用保険料	
6				財形貯蓄（年金・住宅・一般）	
7	10	会社から社員融資借入れ 5	300,000		
8	10	原稿料	48,000	原稿料 所得税 6	4,900
9	10	児童手当	80,000		
		支給総額	428,000	控除又は納付項目の総額	4,900

口座振込額　423,100 円　賃金のデジタル払いの額　0 円

3

このエリアには書き込まないでください

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）　世帯主の配偶者

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■月々の給与

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1	7	本給（ 10 月分） 7	87,000	所得税	2,665
2		扶養（家族）手当		住民税	2,900
3		住宅手当		健康保険料	

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）　世帯主との続き柄［　母　］（世帯主との続き柄を記入してください）

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■年金

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1	15	［　厚生 8 ］年金	214,650	介護保険料額	5,800
2	15	［　国民 ］年金	57,050	後期高齢者医療保険料額	800

■事業収入・賞与・その他の収入

	日付	収入項目	支給額（円）	控除又は納付項目	控除又は納付額（円）
1		賞与（ボーナス）		所得税	
2				健康保険料	
3				介護保険料	
4				厚生年金保険料	
5				雇用保険料	
6				財形貯蓄（年金・住宅・一般）	
7	1	9 家賃収入（10月分）	10 80,000		
8	26	英会話教室 運営収入からの繰入れ（10月分）	20,000		
9	28	内職 和服仕立代	35,000		
		11 支給総額	135,000	控除又は納付項目の総額	

口座振込額　100,000 円　賃金のデジタル払いの額　35,000 円 12

4

7 勤務形態がパートやアルバイトなどの場合

基本給（基本支給額）は「本給」に記入してください。

8 年金

種類を詳しく記入してください。なお、数か月分がまとめて入金された場合はその額をそのまま記入してください。

9 その他の収入

給与や賃金以外の収入が口座等に入金された場合は、その都度できるだけ詳しく記入してください。

10 事業収入

事業からの収入は、そのうち家計に繰り入れた分だけを記入します。

11 内職収入

経費を差し引いた金額を記入してください。

12 賃金のデジタル払いの額

賃金をデジタル払い（●●Payなど）で受け取っている場合に記入します。

※賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。厚生労働大臣が指定した資金移動業者（●●Payなど）の口座への賃金支払いを指します。

給与・年金などを現金で受け取っている場合

- 受け取った日の「Ⅲ 日々の収入と支出」の「現金収入」欄に、誰（世帯主との続き柄）の、何月分の、どのような収入かがわかるように記入してください。
- 給与・年金などは、税引き前の収入額の内訳を「現金収入」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「支出」欄に記入してください。

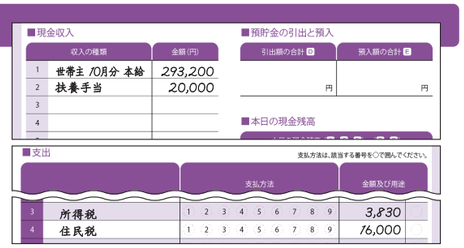

■現金収入

	収入の種類	金額（円）
1	世帯主 10月分 本給	293,200
2	扶養手当	20,000
3		
4		

■預貯金の引出と預入

引出額の合計 A	預入額の合計 B
円	円

■本日の現金残高

■支出

支払方法は、該当する番号を○で囲んでください。

		支払方法	金額及び用途
3	所得税	1 2 3 4 5 6 7 8 9	3,830
4	住民税	1 2 3 4 5 6 7 8 9	16,000

SAMPLE

Ⅲ 日々の収入と支出

記入のしかた

- 日々生じる収入・支出を毎日記入してください。（Ⅰ・Ⅱ欄以外の収入・支出）
- その日の収入・支出の有無にかかわらず、毎日新しいページに記入してください。
  収入・支出が全くない日は、その日のページに「支出なし」と記入してください。
- Ⅲ欄は、日付ごとに見開き2ページとなっています。
- 同じ日の収入・支出がページ内に収まらない場合は、次のページに同日の日付を記入し、
  続きの内容を記入してください。
  この場合、各ページに「現金収入」、「現金支出」欄の合計金額を記入してください。
- 購入した商品は、個々の品名を具体的に記入してください。
  贈答用や離れて住んでいる親類や家族、友人・知人にあげるために購入した商品は、
  「自家用以外」欄に「○」を記入してください。
- 11月に記入する『家計簿（11月分）』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲んでください。

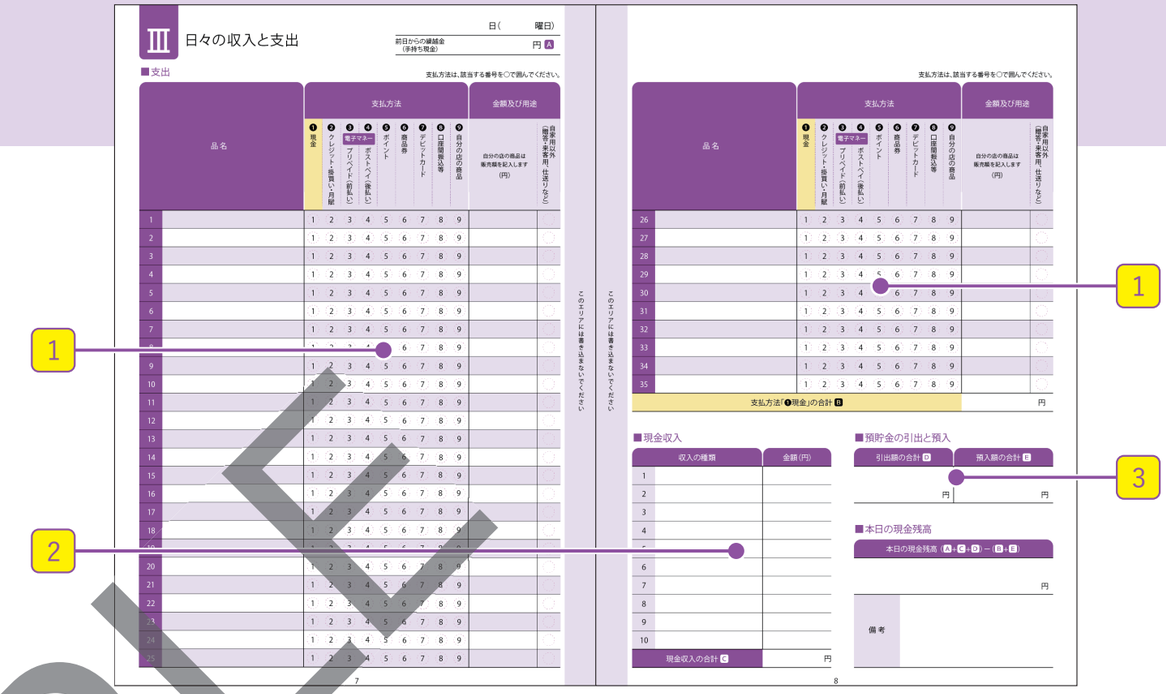

1 支払い方法について

※QRコードやバーコード等による決済サービスを利用した場合は、該当する決済方法の番号を「○」で囲んでください。
（例：クレジットカード払いや後日口座から引き落とされる場合は「クレジット・掛買い・月賦」の2を「○」で囲む。）

クレジット・掛買い・月賦による購入の場合・・・❷クレジット・掛買い・月賦

クレジットカードでの購入など、購入代金の支払を、後日、「一括払い」または「分割払い」で行う場合が該当します。

電子マネーによる購入の場合・・・❸プリペイド（前払い）、❹ポストペイ（後払い）

電子マネーで商品・サービスを購入した場合が該当します。
電子マネーは、精算方法の違いから以下の「プリペイド（前払い）方式」と「ポストペイ（後払い）方式」の2種類に分類されます。

プリペイド（前払い）方式
使用前にチャージする必要がある電子マネーで、チャージした金額の範囲内で商品・サービスを購入することができます。
例 Suica（スイカ）、ICOCA（イコカ）、PASMO（パスモ）、Edy（エディ）、nanaco（ナナコ）、WAON（ワオン）など

ポストペイ（後払い）方式
購入した商品・サービスの代金を後日まとめて支払う形式の電子マネーです。プリペイド方式のように使用前にチャージする必要はなく、クレジットカードのような使い方ができる電子マネーです。
例 QUICPay（クイックペイ）、iD（アイディー）など

ポイントを使用した場合・・・❺ポイント

購入代金の支払に、ポイントやクーポン券を使用した場合が該当します。

商品券による購入の場合・・・❻商品券

全国百貨店共通商品券やQUO（クオ）カードなどで商品・サービスを購入した場合が該当します。この欄の商品券は、現金と同様に多様な商品を購入できる商品券やプリペイドカードなどが該当しますが、購入できる商品が限定されている図書カードやビール券などは該当しません。
※図書カードやビール券など購入できる商品が限定されている商品券やプリペイドカードなどは、その商品券を購入したときに家計簿に記入しますが、その商品券を使ったときは家計簿に記入する必要はありません。参照 P.14

デビットカードについて・・・❼デビットカード

金融機関のキャッシュカードで商品・サービスを購入した場合が該当します。デビットカードでは、商品・サービスの購入時にキャッシュカードの預貯金口座から代金の引落し（即時決済）が行われます。

口座間振込等について・・・❽口座間振込等

預貯金口座から販売事業者の口座に代金を振り込んで商品・サービスを購入した場合が該当します。インターネット通販やテレビショッピングでの代金の口座間振込のほか、離れて住んでいる親類や家族の口座に世帯員の預貯金口座から仕送り金を振り込む場合もこれに該当します。
口座間振込を行う際に生じた振込手数料も併せて記入してください。参照 P.10

自分の店の商品を家計用として取り入れた場合・・・❾自分の店の商品

世帯または世帯員が経営する店舗で販売する商品を、自家用・贈答用に消費した場合が該当します。金額はその店舗での商品の販売額を記入してください。

2 現金収入について

- 現金で受け取った収入は、右ページ下の「現金収入」欄に記入してください。給与や賞与などの収入は、4ページの記入例のように、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を、本給、通勤手当、時間外手当などに分けて記入してください。
- 現金と同様に使える商品券をもらった場合も、「現金収入」欄に記入してください。
- 上記の収入のほか、現金で受け取ることがある収入には、右記のものがあります。

※口座等に入金された場合はⅡ欄に記入してください。

家賃収入
内職収入
キャッシングやカードローン・質入れなどの借入金
他人に貸した貸付金の返済
離れて住んでいる家族からの仕送り金
友人・知人からのせん別や香典・祝金
株式・債券の売却収入
買取店への売却・オークション販売で得た収入　など

3 預貯金の引出と預入

- 預貯金口座から現金を引き出した場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「引出額の合計D」欄に記入してください。
- 手持ちの現金を預貯金口座に預け入れた場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「預入額の合計E」欄に記入してください。

SAMPLE

Ⅲ 日々の収入と支出 購入先・購入地域

記入のしかた

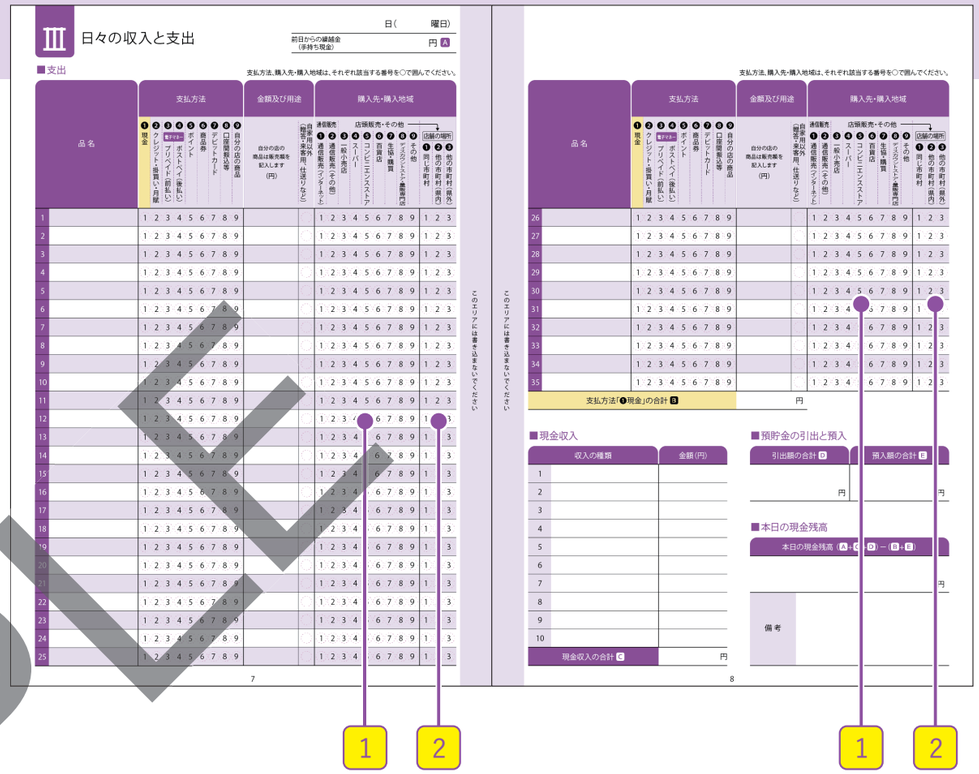

●11月に記入する『家計簿（11月分）』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲みます。

1 購入先について

●商品やサービスの購入先は、下記「購入先のめやす」を参考に「○」で囲みます。
●同じ商品やサービスを複数の店から購入したときは、購入先ごとに行を変えて記入します。
●以下のものは、どの店で支払いをしたかにかかわらず、「❾その他」を「○」で囲みます。

電気料金	都市ガス料金	上下水道料金	NHK放送受信料	家賃・地代

2 購入地域について

●現在住んでいるところからみた購入地域を「○」で囲みます。
●電気料金、都市ガス、上下水道料金など、自宅でサービスを受けるものは「❶同じ市町村」を「○」で囲みます。
●以下のものは、購入地域を「○」で囲まなくてもかまいません。

金融商品の支払 （保険の掛金、有価証券の購入など）	掛買いや月賦による 月々の代金支払	通信販売 （インターネット、テレビ、カタログなど） で購入した商品・サービス

購入先のめやす

❶ 通信販売（インターネット）

インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいいます。また、ネットスーパーの宅配（ネット注文）、宅配ピザ（ネット注文）などもここに含めます。

❷ 通信販売（その他）

「❶通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいいます。

❸ 一般小売店

「❹スーパー」～「❽ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいいます。

・個人商店　・ガソリンスタンド　・書店　・チケットショップ　・雑貨店　・高級ブランドショップ　・新聞販売店　など

❹ スーパー

食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいいます。

❺ コンビニエンスストア

食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間又は長時間営業を行う小売店をいいます。

❻ 百貨店

衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいいます。

❼ 生協・購買

組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいいます。

・生活協同組合　・農業協同組合　・会社の購買部　など

❽ ディスカウントストア・量販専門店

店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッション含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいいます。

・家電量販店　・衣料品量販店　・家具量販店　・ドラッグストア　・ホームセンター　・百円均一ショップ　など

❾ その他

上記以外の店をいいます。また、電気料金、都市ガス料金などを支払った場合もここに含めます。

・レストラン　・ファストフード　・居酒屋　・美容院　・クリーニング店　・リサイクルショップ　・自動販売機　・問屋　・市場　・行商　・露店
・電気料金　・都市ガス料金　・上下水道料金　・NHK放送受信料　・家賃・地代　など

SAMPLE

Ⅲ 日々の収入と支出

記 入 例

- 日付、曜日は毎日記入してください。
- 左右見開きの2ページで1日分となっています。
- 品名は一つ一つ分けて、具体的に記入してください。

1 前日からの繰越金（A）

前日から繰り越した手持ち現金の残高を記入してください。

2 品名について

品名は、一つ一つ分けて、具体的に記入してください。

3 使用目的について

贈答、来客、見舞いなど交際用に購入した場合や、離れて住んでいる親類や家族のために購入した場合は、「自家用以外」欄に「○」を記入してください。

4 牛乳代、新聞代など（月ぎめ支払）

その代金を支払ったときにまとめて記入してください。

5 世帯員の「こづかい」から支払った場合

誰（世帯主との続き柄）のこづかいから支払ったかも記入し、その金額を「金額及び用途」欄に（　）書きで記入してください。

6 定期券

通勤用か通学用かを記入してください。

7 分割払いで購入した場合

金額は代金の全額を記入してください（分割額ではありません）。現金で頭金を支払った場合も、それを含めた代金の全額を記入してください。

8 消費税について

数種類の買い物をしたレシートなどが税抜価格の表示となっており、消費税がまとめて表示されていた場合は、これらの品名の次の欄に消費税を記入して、「｛」でくくります。

9 口座間振込等で購入した場合

振込手数料を分けて記入してください。

10 仕送り

仕送りの目的を記入してください。

Ⅲ 日々の収入と支出

1 日（ 火 曜日）

前日からの繰越金（手持ち現金） 83,060 円 A 1

■支出

支払方法、購入先・購入地域は、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

	品名	支払方法（❶現金 ❷クレジット・掛買い・月賦 電子マネー ❸プリペイド（前払い） ❹ポストペイ（後払い） ❺ポイント ❻商品券 ❼デビットカード ❽口座間振込等 ❾自分の店の商品）	金額及び用途（自分の店の商品は販売額を記入します）（円）	自家用以外（贈答・来客用、仕送りなど）	購入先・購入地域（通信販売 ❶通信販売（インターネット） ❷通信販売（その他） 店頭販売・その他 ❸一般小売店 ❹スーパー ❺コンビニエンスストア ❻百貨店 ❼生協・購買 ❽ディスカウントストア・量販専門店 ❾その他）	店舗の場所（❶同じ市町村 ❷他の市町村（県内） ❸他の市町村（県外））
1	アジ	①	330		④	①
2	豚肉	①	626		④	①
3	鶏卵	①	150		④	①
4	みりん	①	183		④	①
5	いなり寿司（弁当）	①	350		④	①
6	米	①	1,442		④	①
7	ドッグフード	2 ⑦	4,536		⑧	②
8	ケーキ（ペット用）	⑦	680		⑧	②
9	タオル	⑨	3,240	○ 3	③	①
10	宅配牛乳代8月分	① 4	2,700		③	①
11	こづかい（世帯主へ）	①	30,000			
12	散髪（世帯主こづかいから）	②	(3,000) 5		⑨	①
13	電車通勤定期券 6	②	63,050		⑨	①
14	｛エアコン 7		129,600		⑧	②
15	うち現金	①	9,600			
16	うちクレジット	②	120,000			
17	背広	②	43,200	○	⑥	③
18	セーター	②	4,100		⑥	③
19	靴	②	10,580	○	⑥	③
20	｛ハンドバッグ 8	⑥	10,000		⑥	③
21	革靴	⑥	19,800		⑥	③
22	消費税	⑥	2,980		⑥	③
23	電車運賃	③	150		⑨	③
24	10 仕送り（大学授業料） 9	⑧	267,900	○		
25	振込手数料	⑧	110		⑨	①

このエリアには書き込まないでください

7

購入先・購入地域

11月に記入する『家計簿（11月分）』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲んでください。 参照 P.8・9

このエリアには書き込まないでください

支払方法、購入先・購入地域は、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

	品名	支払方法	金額及び用途（自分の店の商品は販売額を記入します）（円）	自家用以外（贈答・来客用、仕送りなど）	購入先・購入地域	店舗の場所
26	｛ぎょうざ	③	300		④	①
27	うどん 11	③	180		④	①
28	食品ラップ	③	98		④	①
29	値引き	③	−40		④	①
30	雑誌	①	620		⑤	①
31	｛食卓		35,000		①	
32	いす 12		80,000		①	
33	うちポイント	⑤	5,000			
34	うちクレジット	②	110,000			
35	立替分返済	① 13	3,000			
	支払方法「❶現金」の合計 B		49,001 円 14			

■現金収入

	収入の種類	金額（円）
1	妻 内職 和服仕立代 15	35,000
2	○○ギフトカード（知人より）	(5,000) 16
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	現金収入の合計 C	35,000 円 17

■預貯金の引出と預入

引出額の合計 D	預入額の合計 E
10,000 円 18	30,000 円 19

■本日の現金残高

本日の現金残高（A+C+D）−（B+E）
49,059 円 20

備考

8

11 値引きについて

複数の商品がまとめて値引きされている場合は、該当する商品ごとに値引き前の代金を記入し、次の欄に値引き額をまとめて記入してください（マイナスを付けた金額を記入）。また、値引き額までを「｛」でくくります。

12 支払い方法を併用した場合

購入代金の一部をポイントで支払った場合など、複数の支払い方法を併用した場合は、該当する商品ごとに代金を記入し、次の欄に「うちポイント」などとして、その金額を記入してください。また、併用した支払い方法までを「｛」でくくります。

13 貸付金、借入金返済など

貸付金や借入金返済なども記入してください。

14 現金支出の合計（B）

当日の現金支出の合計金額を記入してください。
※ただし、（　）書きにした金額は、合計欄には含めません。

15 現金で受け取った収入

誰（世帯主との続き柄）の、どのような収入かを記入してください。

16 百貨店などの商品券や小切手をもらった場合

その金額を「現金収入」欄に（　）書きで記入してください。

17 現金収入の合計（C）

当日の現金収入の合計金額を記入してください。
※ただし、（　）書きにした金額は、合計欄には含めません。

18 引出額の合計（D）

当日、預貯金から引き出した現金の合計金額を記入してください。

19 預入額の合計（E）

当日、預貯金に預け入れた現金の合計金額を記入してください。

20 本日の現金残高

当日の手持ち現金の残高を記入してください。
※この金額は、前日の現金残高に当日の「現金収入」を加え、当日の「現金支出」を差し引いた金額と一致することになります。記入漏れや記入誤りの確認にご利用ください。

SAMPLE

支払方法による家計簿の記入の違いについて

- 家計簿は、商品・サービスを購入した日に記入します。
- クレジットカードやポストペイ方式の電子マネー、プリペイド方式の電子マネーのオートチャージなど、代金の後払いが生じるものは、その返済を行った日にも家計簿の記入を行ってください。
- プリペイド方式の電子マネーにチャージを行った日にも家計簿の記入をお願いします。

商品・サービス購入時の支払方法	家計簿に記入する時期：電子マネーにチャージした日	商品・サービスを購入した日	代金を返済した日（クレジットカードなどの返済日）
現金		Ⅲ 欄	
クレジットカード		Ⅲ 欄	Ⅰ 欄
プリペイド（前払い）（電子マネー）	現金でチャージ Ⅲ 欄	Ⅲ 欄	
	クレジットカードでチャージ（オートチャージなど） Ⅲ 欄	Ⅲ 欄	Ⅰ 欄
ポストペイ（後払い）（電子マネー）		Ⅲ 欄	Ⅰ 欄
●商品券 ●ポイント ●デビットカード ●口座間振込等 ●自分の店の商品		Ⅲ 欄	

家計簿 記入ページ

Ⅰ 自動引落しによる支払 …… P1～2

Ⅱ 口座等への入金（給与・年金等）…… P3～6

Ⅲ 日々の収入と支出 …… P7～86

具体的な利用内容の記入例

1 電子マネーにチャージ（入金・積み増し）をした場合

チャージ金額とチャージの方法（クレジットカード、現金など）を記入。

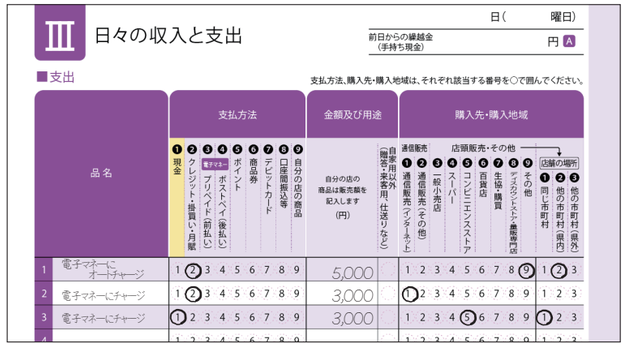

2 購入した商品などの代金が後日、携帯電話料金と合わせて支払われる場合

携帯電話やスマートフォンなどから、有料の音楽やアプリをダウンロードしたり、洋服や日用品などを購入した場合、それぞれ記入。

携帯電話やスマートフォンなどの機器代金を、月々の携帯電話料金と合わせて分割払いで支払う場合、分割前の購入金額を記入。

後日、口座から携帯電話料金が引き落とされた日に、内数として、「有料コンテンツ利用料」、「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」、「機器代金分割支払分」に分けて記入。

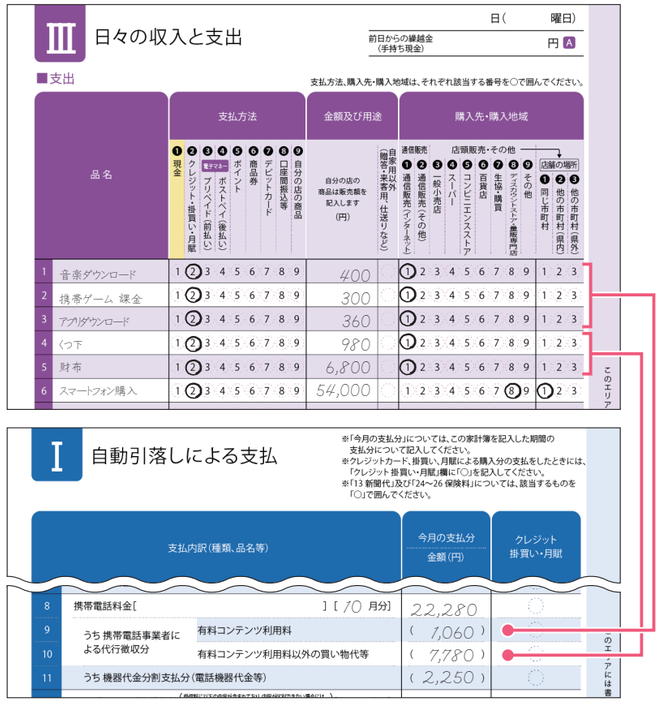

3 ポイントを電子マネーや商品券に交換した場合

交換した金額を記入。

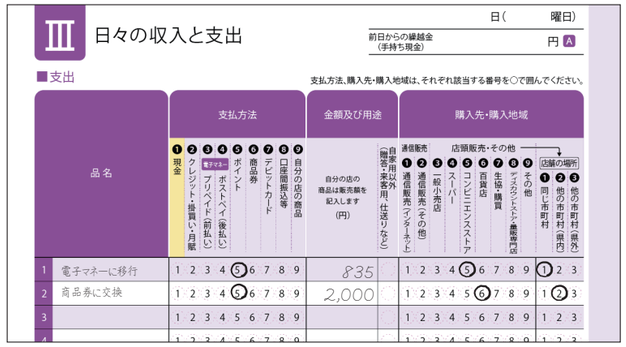

SAMPLE

具体的な利用内容の記入例

4 複数の支払い方法を併用した場合

商品の実際の代金を記入（「支払い方法」は〇で囲まない）。

次の欄から、支払い方法ごとに行を変えて、その金額を「うち商品券」などとして記入。

併用した支払い方法までを「｛ 」でくくる。

5 商品券やプリペイドカードなどを購入した場合

贈答用に購入した場合は、「自家用以外」欄に「〇」を記入。

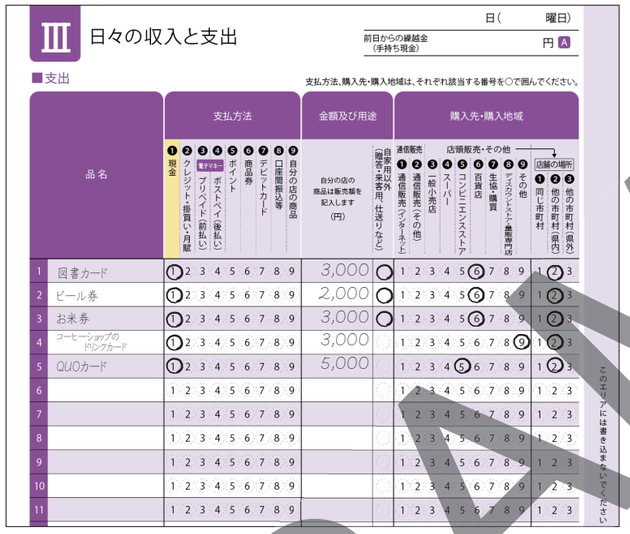

6 商品券で購入してお釣りを受け取った場合

購入した金額を記入。

現金で受け取ったお釣りについては、「現金収入」に記入。

> ⚠ 購入できる商品が限定されている図書カードやお米券などは、購入した時点で使用したものとみなし、使用時は家計簿への記入は不要。

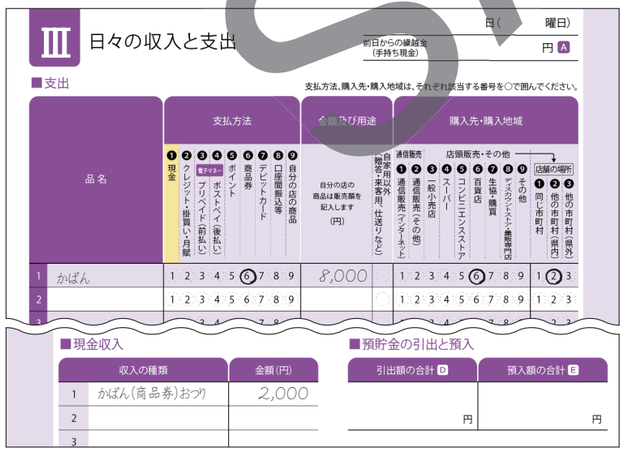

7 外食などをした場合（出前・宅配・テイクアウトなども含む）

外食、出前、宅配、飲食店からの持ち帰りかを具体的に記入。

来客者用（一緒に住んでいない親類や家族も含む）の食事として注文した出前や宅配などの場合は、「自家用以外」欄に「〇」を記入。

飲食店などで、自分以外の人の分も支払った場合は、「自家用以外」欄に「〇」を記入。
立て替えている場合、「立替分」と記入。立替金が戻ってきた場合は、「現金収入」欄に記入。

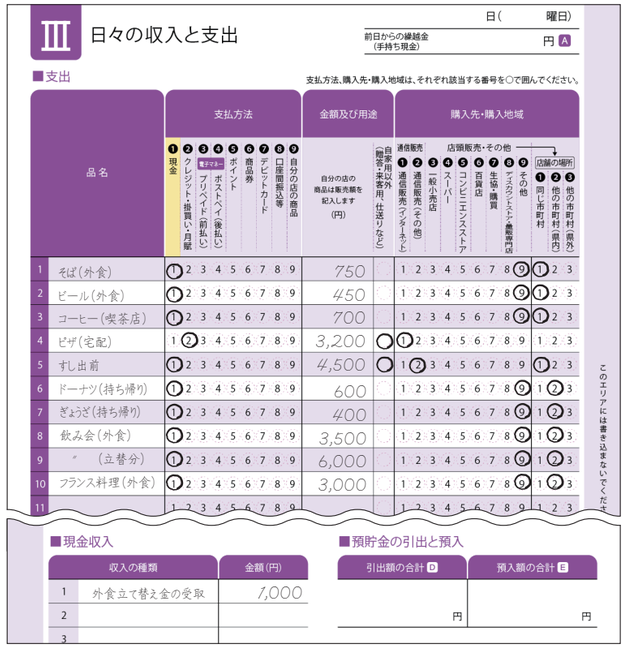

8 病院関係の支払をした場合

診療代、入院費、検診料の区別がわかるように記入。

診療代は、歯科とそれ以外を区別し、薬代を分けて記入。

入院費は、出産とそれ以外を分けて記入。

離れて住んでいる人の分を支払った場合は、「自家用以外」欄に「〇」を記入。

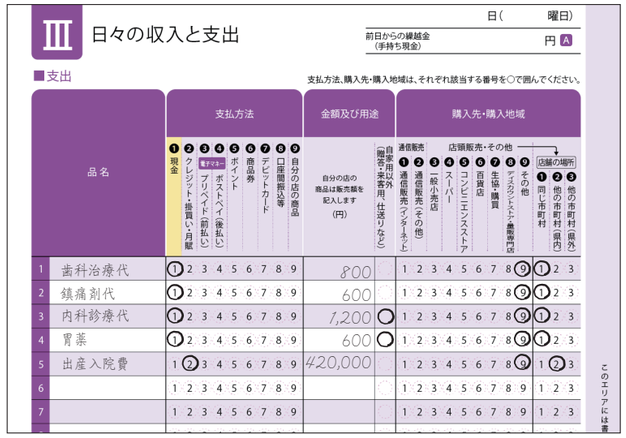

9 介護保険を利用した場合

介護保険で提供されるサービスを利用した場合は、内容がわかるように記入。
離れて住んでいる人の分を支払った場合は、わかるように記入。

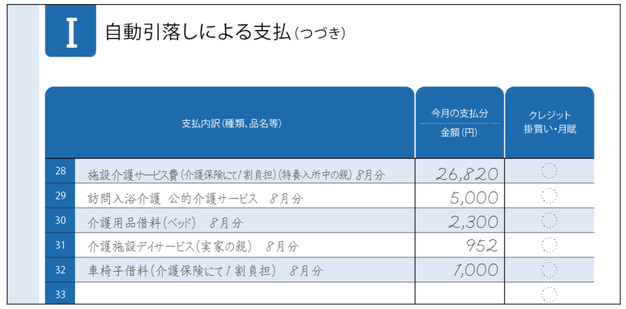

SAMPLE

具体的な利用内容の記入例

10 市価に比べて著しく安く購入した場合

価格が安い理由を記入。

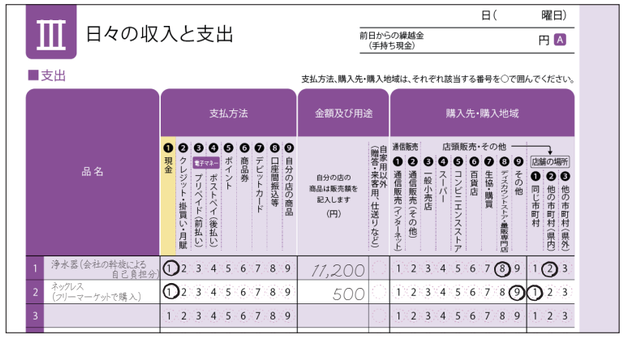

11 旅行・レジャーに関する支払をした場合

「旅行費用」とまとめて記入せず、内訳がわかるように記入。

パック旅行は、国内か海外かを分けて記入。

離れて住んでいる人の分を支払った場合は、「自家用以外」欄に「○」を記入。

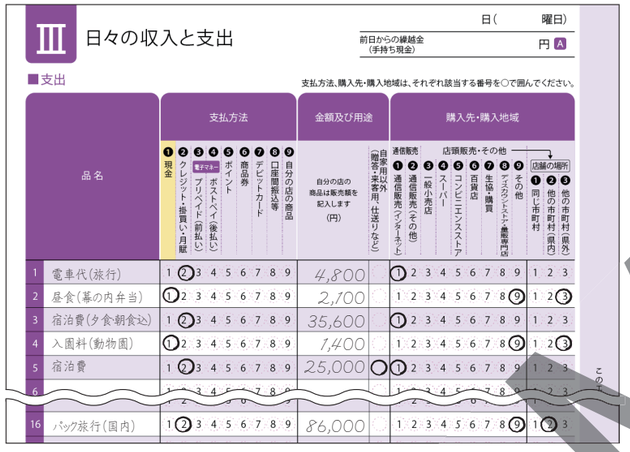

12 生協などで商品を宅配で購入した場合

商品が届いたときに商品ごとに記入。

代金が口座から引き落とされた日に、引落し額をⅠ欄に記入。

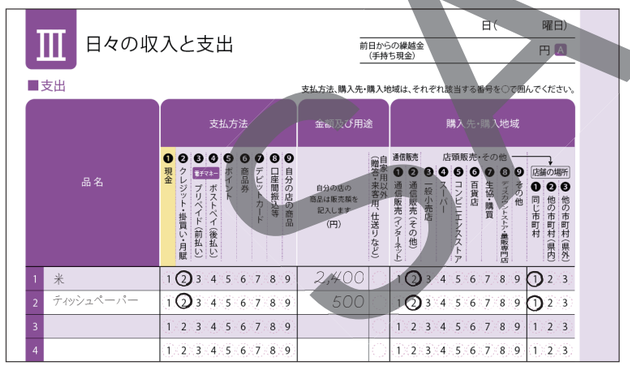

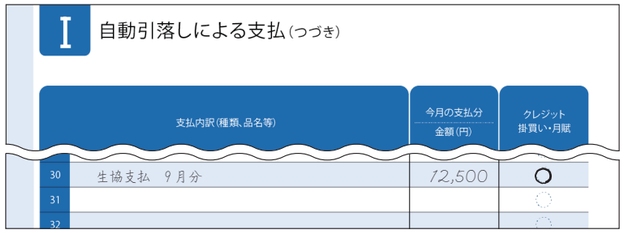

13 自動車を購入した場合

購入時の費用明細書などを参考にし、車体価格のほか、自動車重量税、自賠責保険料などの費用の内訳がわかるように記入。（下取り金額が含まれている場合は、マイナスを付けた金額を記入。）

自動車購入返済分の代金が口座から引き落とされた日にⅠ欄に記入。

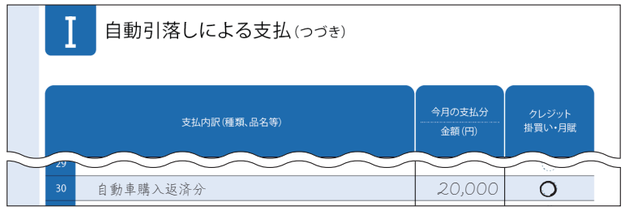

14 自動車を車検に出した場合

請求書を参考にし、技術料、車検代行手数料はそれぞれの合計金額を記入。

部品を交換した場合、部品代の内訳を記入。

車検に必要な法定費用は、自動車重量税、自賠責保険料、印紙代などにそれぞれ分けて記入。

値引きがあった場合、技術料と部品代のどちらの値引きかわからない場合は、「車検費用値引き」としてマイナスを付けた金額を記入。

内訳が不明な場合は「車検代」としてまとめて記入してもかまいません。

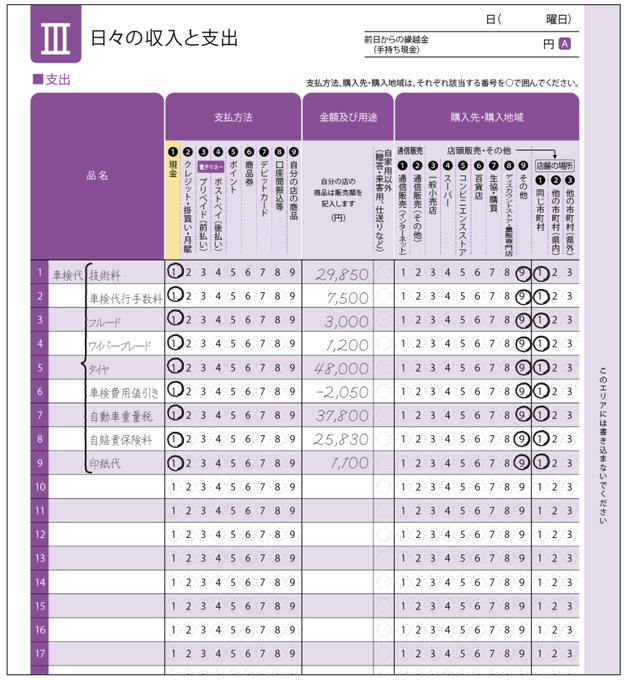

SAMPLE